

別表六の二（十八） 付表二の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第68条の15の2第2項各号《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「地方事業所特別基準雇用者数6」は、別表六の二(十八)付表一「34」に数の記載がある場合には、その数を記載します。

3 当期に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が1年に満たない場合には、

「税 額 控 除 限 度 額 ⁷」中「30万円」
 $30\text{万円} \times ((6) - (6\text{の内書})) + 20\text{万円} \times (6\text{の内書})$

とあるのは、「 $30\text{万円} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」

と、「20万円」とあるのは、

「 $20\text{万円} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」として記載

します。